

(答弁書第百九号) 昭和二十二年十一月十二日配付

内閣参甲第一二四号

昭和二十二年十一月十一日

内閣総理大臣 片 山 哲

参議院議長 松 平 恒 雄 殿

参議院議員木槍三四郎君提出小作料金指定價格の不公平に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

參議院議員木曾三四郎君提出小作料金指定價格の不公平に関する質問に対する答弁書

御質問の要点は、要するに農地改革の趣旨は判るが、現実の問題として現在の小作料収入では他に収入の途のない地主は生活できぬではないかということにあると思うが、地主も従來のように小作料収入で生活するという考は改めて、自己の勤勞によつて生計を立てて行くように努力をして貰わなければならぬ。

而してこの問題については、政府は、一日も早く國民經濟が復興して全國民に就勞の機会を與えるように努力をしている次第であるが、一面特別な事情のある場合に生活も困難な向に對しては生活保護法の適用によつて救済に遺憾なきを期したい。